

写

久福第1722号
平成29年12月1日

各社会福祉法人代表者様

久喜市長 田中暉二

社会福祉法人の運営する社会福祉施設における寄附の取扱いについて（通知）

日頃より本市の社会福祉行政に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。社会福祉法人においては、社会福祉事業の運営主体として高い公共性・公益性が求められており、住民の信頼を得られるよう、社会福祉法人の運営する社会福祉施設における寄附の取扱いは公明かつ適正に行われることが不可欠となっております。

本市といたしましては、これまで監査等を通じて寄附の適正な取扱いをお願いしてきたところですが、このたび、社会福祉法人の運営する社会福祉施設における寄附の取扱いについて、手続きの透明性を確保することにより、社会福祉施設の入所者等からの寄附の強要などの不適切な事案の発生を防止し、法人・施設運営の適正化を図るため、別紙のとおり「社会福祉法人の運営する社会福祉施設における寄附の取扱い」を定めました。

つきましては、その内容を十分にご理解いただき、寄附の取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

問い合わせ 社会福祉課 福祉監査係

電話 0480-22-1111 内線3291
FAX 0480-22-3319